

# ★添付書類が変わります★

-リーフレットもご確認ください-

【新2年生・新3年生】

2019年3月

保護者のみなさまへ

関西大倉高等学校

TEL 072-643-6321

## 高等学校等就学支援金（国）の申請について

≪ 書類をご用意ください ≫

保護者の府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計金額（親権者合算）が 507,000 円未満の世帯に対し、高等学校等就学支援金が国から支給されます。

2019 年度より、申請に関する添付書類が変更となります。つきましては、同時にお配りいたしますリーフレットを参考に、下記の書類をご用意くださいますようお願い申し上げます。

### 記

申請書配布：2019年4月10日（水）

申請書提出：2019年4月11日（木）～13日（土）

提出方法：配布する封筒に入れ、各クラス担任に提出

ご用意いただく書類：①～③のいずれかひとつ

就労にかかわらず親権者全員分が必要

① 個人番号カード（裏面）の写し

② 通知カードの写し

③ 個人番号が記載された住民票の写しまたは住民票記載事項証明書

★転居等により、通知カード記載の住所と現住所が異なる場合は③をご用意ください。

≪平成30年度 府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計 早見表≫

所得割額(親権者合算)	加算割合	支援金(年額)
非課税・0円、生活保護	2.5倍	297,000円
1円以上、85,500円未満	2倍	237,600円
85,500円以上、257,500円未満	1.5倍	178,200円
257,500円以上 507,000円未満	加算なし	118,800円
507,000円以上		対象外

※ 所得基準は、親権者合算です。

以上